

公立大学法人長野県立大学第 2 期中期計画について

1 趣旨（地方独立行政法人法 26 条、78 条）

中期計画は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である長野県から公立大学法人長野県立大学（以下「法人」とする）に指示した第 2 期中期目標を達成するために、法人が策定する計画であり、設立団体の長の認可を受ける必要がある。認可にあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされている。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

（中期目標等の特例）

第七十八条

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 第 2 期中期計画の主な内容（資料 2）

第 2 期中期目標で取組の充実を求めた事項

- ・ 発展的な英語科目の開講等による在学期間を通じた継続的な英語力の習得
- ・ 高度な専門的知識を身に付けた、地域の中核となる人材の育成
- ・ デジタル化への対応など社会のニーズを捉えた教育の実施体制の構築
- ・ 学生が県内企業等を知る機会を確保し、県内企業等への就職促進に取り組む
- ・ 地域課題の解決に資する研究に取り組むとともに、県の政策形成をはじめ広く活用されるよう研究成果を発信
- ・ 高大連携やリカレント教育等、県民の多様な学習機会の提供

3 中期目標策定における意見等

中期目標策定時の評価委員会での意見等

【意見】

- ・ グローバル人材を育成するための英語教育について、在学期間の 4 年間を通して英語力の向上に取り組むよう、明記することを求める。

【要望】

- ・ 学生が実践的な英語力を身に付けるため、在学期間の 4 年間を通して継続的に英語力の向上に取り組まれることを要望する。
- ・ 大学の業務運営に関して、県民にわかりやすく情報開示されることを要望する。